

第5回 渋川市農業委員会月次総会 議事録

開会の日時 令和元年 8月 6日 午前 9時30分
 閉会の日時 令和元年 8月 6日 午前10時30分
 開会の場所 市役所第二庁舎 201会議室

委員

議席	氏名	出席	欠席	備考
1	星野安久	○		
2	斉藤美保	○		
3	岸正二	○		
4	角田壽一	○		
5	鳥山孝子	○		
6	新井正喜	○		
7	飯塚敬子	○		
8	下田三徳	○		
9	齊藤由香	○		
10	大島アサ子	○		
11	須田和敏	○		
12	青木明雄	○		
13	高井眞佐実	○		
14	石田玉枝	○		
15	野村隆	○		
16	眞下謹司	○		
17	廣瀬淳	○		
18	高橋昭彦	○		
19	山本彰一郎	○		

渋川市農業委員会総会会議規則第22条の規定による出席者

/	齋藤光男	○		農地利用最適化推進委員委員長
/	新井健二	○		農地利用最適化推進委員副委員長
/	津久井一美	○		農地利用最適化推進委員班長
/	爲谷賢司	○		農地利用最適化推進委員班長

議事録署名委員 議席 9 番 齊藤 由香 委員

議事録署名委員 議席 10 番 大島 アサ子 委員

議事参与が制限された委員数 1 人 傍聴人数 0 人

委員以外の出席者 事務局 長 内山 勉
副事務局 長 中澤 正幸
統括主幹 (係長) 竹之内 智行
主 事 小林 史弥

会 議 の 顛 末

開 会 <午前9時30分>

事務局

それでは、渋川市農業委員会総会会議規則第4条第3項の規定により、山本会長に議長を務めていただきまして、議事進行をお願いいたします。

議 長

皆さんおはようございます。会長の山本です。
これより第5回渋川市農業委員会、月次総会を開会いたします。
それでは皆さまのご協力により、スムーズに議事を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。
ただいまの出席委員は19人中19人で会議は成立しました。
さっそくですが、議事に入ります。
まず、議事日程第1、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。本会議の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定いたします。
つづきまして、議事日程第2、議事録署名委員の指名を議題とします。
議事録署名委員に議席番号9番、齊藤由香委員と議席番号10番、大島アサ子委員を指名したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって議事録署名委員は議席番号9番、齊藤由香委員と議席番号10番、大島アサ子委員に決定いたしました。
つづきまして、議事日程第3、報告第1号、農地法第5条の規定による許可決定についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいま、ご上程いただきました報告第1号、農地法第5条第1項の規定による許可決定についてをご説明いたします。報告書の1ページをお願いします。

農地法第5条の規定による許可決定について、次のとおり許可指令書を交付いたしましたのでご報告いたします。

本件におきましては、群馬県農業委員会ネットワーク機構へ農地法第5条関係を許可番号5の48の記載の1件について、令和元年7月16日に意見聴取をいたしました。同日付をもちまして、群馬県農業委員会ネットワーク機構から許可妥当との回答により、渋川市農業委員会会長専決規程第2条に基づき、許可指令書を関係者へ交付いたしましたのでご報告するものであります。

以上で報告第1号の説明を終わります。

議長 事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。
つづきまして、議事日程第4、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 ただいま、ご上程いただきました報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてをご説明いたします。報告書の3ページをお願いします。

農地法第18条第6項の規定による通知について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。

この度の届出は、3ページに記載の番号1から4ページの3番までの3件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、賃貸人、賃借人、土地の表示及び面積、賃貸借契約をした日、合意解約の合意が成立した日、賃貸借の合意による解約をした日及び土地の引き渡しの時期は、記載のとおりであります。

以上で報告第2号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長 事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を終結します。
つづきまして、議事日程第5、報告第3号、農地使用貸借合意解約通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議 長 はい、事務局長。

事務局 ただいま、ご上程いただきました報告第3号、農地使用貸借合意解約通知についてをご説明いたします。報告書の5ページをお願いします。
農地使用貸借合意解約通知について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。
この度の届出は、5ページに記載の番号1から6ページの2番までの2件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、貸付人、借受人、土地の表示及び面積、契約をした日、合意解約が成立した日、合意による解約をした日及び土地の引き渡しの時期は、記載のとおりであります。
以上で報告第3号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

議 長 事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を終結します。
つづきまして、議事日程第6、報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議 長 はい、事務局長。

事務局 ただいま、ご上程いただきました報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてをご説明いたします。報告書の7ページをお願いします。
農地法第3条の3第1項の規定による届出について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。

この度の届出は、7ページから8ページに記載の番号1から7番までの7件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、届出者、土地の表示及び面積、権利を取得した日は記載のとおりであります。

また、全ての届出について権利を取得した事由は、相続。取得した権利の種類は、所有権であります。

以上で報告第4号の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願ひします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。
つづきまして、議事日程第7、報告第5号、制限除外の農地等移動通知についてを議題とします。事務局の説明をお願ひします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 ただいま、ご上程いただきました報告第5号、制限除外の農地等移動通知についてご説明いたします。報告書の9ページをお願ひします。
制限除外の農地等移動通知について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。

この度の届出は、9ページに記載の番号1から2の2件で、表頭の左から番号、受付年月日、届出者、土地所有者、土地の表示及び面積、農地転用の時期及び転用目的は記載のとおりであります。

以上で報告第5号の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願ひします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。
つづきまして、議事日程第8、報告第6号、農地転用申請に伴う現地調査についてを議題とします。

それでは、渋川、伊香保、小野上地区を岸班長に、子持、北橘地区を星野第2班長より報告をお願ひします。

最初に岸班長、お願ひします。

7月30日に実施しました、第2班、渋川、伊香保、小野上地区の現地調査報告をいたします。

参加者は、齊藤由香委員、青木明雄委員、高橋昭彦委員、事務局の狩野主幹、小林主事と私、岸の6名で実施しました。

渋川、伊香保、小野上地区の今回の許可申請は、第5条による申請が9件、第5条による買受適格証明申請が1件、合計10件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧下さい。

はじめに5条申請であります。11ページをご覧ください。

申請番号5の1番の1つ目の現地は、東は道路、西と南と北は畑となっています。2つ目の現地は、東と南は畑、西と北は道路となっています。3つ目の現地は東と西と北は道路、南は畑となっています。問題ないと思われま

す。申請番号5の2番の現地は、東は道路、西と南は畑、北は畑と道路となっています。問題ないと思われま

す。12ページをご覧ください。

申請番号5の3番の現地は、東と西と北は宅地、南は道路となっています。問題ないと思われま

す。申請番号5の4番の現地は、東は道路、西と南は宅地、北は畑となっています。問題ないと思われま

す。申請番号5の5番の現地は、東と西は道路、南は畑、北は宅地となっています。問題ないと思われま

す。13ページをご覧ください。

申請番号5の6番の現地は、東は道路、西は宅地、南は畑、北は河川となっています。問題ないと思われま

す。申請番号5の7番の現地は、東は農地転用許可済み地、西は宅地、南は畑、北は水路となっています。問題ないと思われま

す。申請番号5の8番の現地は、東は道路、西と北は畑、南は宅地となっています。問題ないと思われま

す。14ページをご覧ください。

申請番号5の9番の現地は、東は畑、西は雑種地、南は水路、北は道路となっています。問題ないと思われま

す。次に第5条による買受適格証明申請であります。

17、18ページをご覧ください。

番号1、2、3番の現地は、東は宅地と山林、西は道路と宅地、南は畑と雑種地、北は宅地となっています。問題ないと思われま

す。以上で第2班、渋川、伊香保、小野上地区の現地調査報告を終わり

ます。

議 長

ありがとうございました。
続きまして、星野第2班長お願いします。

1 番

7月30日に実施しました、第2班、子持、北橋地区の現地調査報告をいたします。

参加者は、角田壽一委員、新井正喜委員、石田玉枝委員、山本彰一郎委員と私、星野と事務局の竹之内係長、齋藤行政専門員の計7名で実施しました。

今回の子持、北橋地区の許可申請は、第4条による申請が1件、第5条による申請が4件、合計5件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧下さい。

はじめに4条申請であります。議案書の9ページをご覧ください。

申請番号4の1番の現地は、東は道路、西は水路、南は宅地、北は畑となっています。問題ないと思われま

次に5条申請であります。議案書14ページをご覧ください。

申請番号5の10番の現地は、東は道路、西は田と雑種地、南は田と畑、北は宅地となっています。問題ないと思われま

申請番号5の11番の現地は、東と西と北は道路、南は宅地となっています。問題ないと思われま

申請番号5の12番の現地は、東は畑、西は道路、南は道路、北は畑となっています。問題ないと思われま

続きまして議案書の15ページをご覧ください。

申請番号5の13番の現地は、東と西と北は畑、南は道路となっています。問題ないと思われま

以上で第2班、子持、北橋地区の現地調査報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。現地調査の報告が終わりました。ただ今の報告につきまして質疑等がありましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。
以上で現地調査報告を終わります。

議 長

つづきまして、議事日程第9、協議第1号、農用地利用配分計画案の意見についてを議題とし意見の決定を求めます。事務局より説明を

お願いします。

事務局 はい、議長。事務局係長。

議長 はい、事務局係長。

事務局 ただいま、ご上程いただきました、農用地利用配分計画案の意見についてご説明いたします。協議書の1ページをお願いします。

協議第1号、農用地利用配分計画案の意見について、次のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による照会があったので意見の決定を求めるものです。

なお、詳細につきましては農林課の担当職員より説明させますのでよろしくご審議の程お願いします。

議長 それでは、農林課の担当者から説明していただきます。

農林課 農林課の石原です。よろしくお願いいたします。

農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画についてご説明いたします。協議書の1ページの農用地利用配分計画案をご覧ください。

農用地利用配分計画の決定について、農業委員会のご協議をお願いしますのでございます。

内容についてご説明申し上げます。

この農用地利用配分計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農業委員会の意見聴取を経て定めることとなっております。今回の計画決定は、渋川、子持、赤城地区における農用地利用配分計画であります。

この表は左から、賃借権等を受ける者、設定等をする土地、現在の権利関係、設定する権利の順になっております。

また、土地改良の事業途中で地番、面積が確定していない土地は、上段のカッコ書きが一時利用指定の仮地番及び面積、下段が従前の土地の地番及び面積となります。

今回、賃借権の設定等を受ける者は5名です。

一人目の方は、平成27年12月に群馬県農業公社に規模拡大を理由として農用地等借受応募書を提出しています。作付け希望はコンニャクです。賃借権の設定等をする土地は3筆、面積4,899平方メートル、土地の現在の権利関係は1名、設定する権利は賃借権、存続期間は10年です。

二人目の方は、平成30年8月に群馬県農業公社に経営農地の集約化を理由として農用地等借受応募書を提出しています。作付け希望は麦です。賃借権の設定等をする土地1筆、面積は585平方メートル

です。土地の現在の権利関係は1名、設定する権利は使用貸借権、存続期間は10年です。

三人目の方は、令和元年5月に群馬県農業公社に規模拡大を理由として農用地等借受応募書を提出しています。作付け希望は米です。賃借権の設定等をする土地1筆、面積は927平方メートルです。土地の現在の権利関係は1名、設定する権利は使用貸借権、存続期間は10年です。

四人目の方は、平成29年12月に群馬県農業公社に規模拡大及び経営農地の集約化を理由として農用地等借受応募書を提出しています。作付け希望は米、麦です。賃借権の設定等をする土地1筆、面積は2,427平方メートルです。土地の現在の権利関係は1名、設定する権利は使用貸借権、存続期間は10年です。

五人目の方は、平成26年9月に群馬県農業公社に規模拡大を理由として農用地等借受応募書を提出しています。作付け希望はコンニャクです。賃借権の設定等をする土地8筆、面積は5,359平方メートルです。一時利用指定では3筆、面積5,090平方メートルになります。土地の現在の権利関係は2名、設定する権利は賃借権、存続期間は10年です。

以上で協議第1号の説明を終わります。

ご協議の程、よろしくお願い申し上げます。

議長

説明が終わりました。これより審議を行います。
質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め審議を打ち切ります。お諮りします。
協議第1号、農用地利用配分計画案の意見については、認めること
でご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、協議案のとおり許可することに決しました。
つづきまして、議事日程第10、議案第1号、農地法第3条の規定
による許可申請についてを議題とし処分の決定を求めます。
申請番号3の1番から3の18番の18件を上程し審議いたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局係長。

議 長

はい、事務局係長。

事務局

ただいま、ご上程いただきました、農地法第3条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。議案書の1ページをお願いいたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を月次総会にお願いするものです。

申請番号3の1番から3の18番につきまして、権利関係、土地の所在及び面積等、並びに申請人の住所、氏名、経営状況等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請番号3の1番から3の6番、3の8番から3の12番及び3の14番から3の16番につきましては、賃貸借により、3の13番につきましては、所有権移転により、それぞれ受人、渡人当事者の話し合いが整いましたので申請されたものです。

なお、この15件の受人につきましては、農地法第3条第2項で定める、同法施行令第2条第1項のハに掲げる、同法施行規則第16条に定める社会福祉法人であり、不許可の例外に該当すると思われま

す。次に、議案書の3ページ、申請番号3の7番と6ページの3の17番、7ページの3の18番につきましては、農業経営規模拡大のため、それぞれ受人、渡人当事者の話し合いが整いましたので申請されたものです。また、お手元に配布してあります農地法第3条調査書につきましては記載のとおりです。

以上で、農地法第3条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議を分けて対応させていただきます。

まず始めに、申請番号3の7番を審議します。関係する委員は退席をお願いします。

(関係委員退席)

議 長

それでは、申請番号3の7番について審議します。質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め審議を打ち切ります。お諮りします。
議案第1号、申請番号3の7番については許可することでご異議あり
ませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、申請番号3の7番は、議案のとおり許可すること
に決しました。それでは、退席している委員は席にお戻りください。

(関係委員着席)

議 長 続きます。議案第1号、申請番号3の7番を除く申請番号3の1
番から18番の18件中17件について審議します。質疑のある方は
お願いします。

1 番 はい、議長。1番星野。

議 長 はい、星野委員。

1 番 社会福祉法人による申請がでており、36筆で31,649平方メ
ートルで枝豆、ネギ、かぼちゃを作付けるとあるが具体的な作業方法
はどうなっているか。

事務局 はい、議長。副事務局長。

議 長 はい、副事務局長。

事務局 1番委員の質問ですがすでに現地で作業が行われています。知的障
害者の方を職員がマイクロバス等で送迎し、現地で指導し、作業を行
ってもらっています。

議 長 ほかに質疑はある方はお願いします。

1 番 はい、議長。1番星野。

議 長 はい、星野委員。

1 番 作業には機械を使用すると思うがどうなっているか。

事務局 はい、議長。副事務局長。

議 長 はい、副事務局長。

事務局 機械については恵の園の職員が使用し、障害のある方は手作業で行っています。

議 長 ほかに質疑はある方はお願いします。

6 番 はい、議長。6番新井。

議 長 はい、新井委員。

6 番 恵の園関連で議案書備考欄に3条不許可の例外、農地法施行令第2条第1項第1号ハとあるがこれについて説明してもらいたい。

事務局 はい、議長。副事務局長。

議 長 はい、副事務局長。

事務局 農地法施行令第2条第1項第1号ハとは、教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人で農林水産省令で定めるものがその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を該当目的に係わる業務の運営に必要な施設の用に供すると認められることで今回申請された恵の園が該当するという事です。

議 長 ほかに質疑はある方はお願いします。

4 番 はい、議長。4番角田。

事務局 はい、角田委員。

4 番 面積が大きいがしっかり栽培できるか。

事務局 はい、議長。事務局係長。

議 長 はい、事務局係長。

事務局 4番委員の質問ですがいい作物を栽培して、収益を得るだけでなく教育観点から見た実習農業という考えもあるのでリハビリのための農地という考えも含めて考えてもらいたい。

議 長 ほかに質疑はある方はお願いします。

4 番 はい、議長。4番角田。

議 長 はい、角田委員。

4 番 適正規模を越えていないか。

議 長 農場の規模拡大はそこで働く人の対価を上げる。現在はその対価があまりに低い。規模拡大は施設のためより、そこで働く人の自立を助けるためなので考慮してもらいたい。

議 長 ほかに質疑はある方はお願いします。

17番 はい、議長。17番廣瀬。

議 長 はい、廣瀬委員。

17番 恵の園で農作業する入所者は何人か。

事務局 はい、議長。事務局係長。

議 長 はい、事務局係長。

事務局 合計で40名です。

議 長 ほかに質疑はある方はお願いします。

17番 はい、議長。17番廣瀬。

議 長 はい、廣瀬委員。

17番 施行令で必要な施設の用に供するとあるが必要な面積というのを考えなければいけないが3ヘクタール以上の農地を40名で作業やるというのは農家の皆さんの考えではどう思うか。

議 長 面積的には40名だと耕作は可能であると思う。

議 長 ほかに質疑はある方はお願いします。

18番 はい、議長。18番高橋。

議長 はい、高橋委員。

18番 許可は妥当だと思う。ただ荒廃農地になる可能性も高いのでそうならないように注意した上で判断してもらいたい。

議長 ほかに質疑はある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め審議を打ち切ります。お諮りします。

議案第1号、申請番号3の7番を除く申請番号3の1番から18番の18件中17件については、許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、申請番号3の7番を除く申請番号3の1番から18番の18件中17件については、議案のとおり許可することに決しました。

つづきまして、議事日程第11、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とし処分の決定を求めます。

申請番号4の1番の1件を上程し審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局係長

議長 はい、事務局係長。

事務局 ただいま、ご上程いただきました、農地法第4条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。議案書の9ページをお願いします。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第4条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を月次総会にお願いするものです。

申請番号4の1番につきまして、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。

申請番号4の1番は農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅

が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

以上で、農地法第4条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。申請番号4の1番の1件について審議します。質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め審議を打ち切ります。お諮りします。議案第2号、申請番号4の1番の1件については、許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議案のとおり許可することに決しました。つづきまして、議事日程第12、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。申請番号5の1番から5の13番の13件を上程し審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局係長。

議長 はい、事務局係長。

事務局 ただいま、ご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。議案書の11ページから15ページ関連です。議案書の11ページをお願いします。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を月次総会にお願いするものです。

申請番号5の1番から5の13番につきまして、権利関係、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については議案書に記載のとおりです。

申請番号5の1番は、申請事由に係る一時転用申請です。農地区分は、農用区域内ですが、不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の2番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

議案書の12ページをお願いします。

申請番号5の3番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

申請番号5の4番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

申請番号5の5番は、JRの駅から約500mのところに位置しており、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

議案書の13ページをお願いします。

申請番号5の6番は、申請番号5の5番に隣接した、JRの駅から約500mのところに位置しており、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号5の7番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も十ヘクタール未満で、小集団の生産力の低い農地に該当すると思われます。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号5の8番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も十ヘクタール未満で、小集団の生産力の低い農地に該当すると思われます。

議案書の14ページをお願いします。

申請番号5の9番は、農業公共投資のない小集団の生産力の低い農地に該当すると思われます。

申請番号5の10番は、農業公共投資がある区域ですが、転用目的が農業用施設であることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の11番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も十ヘクタール未満で、小集団の生産力の低い農地に該当すると思われます。

申請番号5の12番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

議案書の15ページをお願いします。

申請番号5の13番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、農地法施行規則第45条の2号に該当すると思われます。

以上で、農地法第5条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いします。

議長

事務局の説明が終わりました。申請番号5の1番から5の13番の

13件について審議します。質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め審議を打ち切ります。お諮りします。議案第3号、申請番号5の1番から5の13番の13件については、許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議案のとおり許可することに決しました。つづきまして、議事日程、第13、議案第4号、競売農地の買受適格証明願農地法第5条該当についてを議題とし、議決を求めます。番号1番から3番の3件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局係長。

議長 はい、事務局係長。

事務局 ただいま、ご上程いただきました競売農地の買受適格証明願農地法第5条該当につきましてご説明いたします。始めに17ページをお願いします。

議案第4号、競売農地の買受適格証明願、農地法第5条該当について、次のとおり競売農地の買受適格証明願がありましたので、処分の決定を月次総会にお願いするものです。

該当農地につきましては、項番4のとおりで、番号、土地の所在、地番、地目、面積、所有者氏名等、議案書に記載のとおりです。

議案書の18ページをお願いします。

転用目的の願出人につきまして、氏名、住所、転用目的、申請地、申請事由、農地区分等は議案書に記載のとおりです。

今回の申請地につきましては、都市計画法の用途地域内となっています。

なお、今回、買受適格証明された者が所定の手続きのうえ、競売物件を落札し、その後、農地法第5条の規定による許可申請書が当農業委員会に提出された場合は、次回開催の委員会審査を待たずに会長専決規程により、許可書を交付することの内容で議決していただきたいと思えます。

以上で、競売農地の買受適格証明願についての説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより審議を行います。
質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、審議を打ち切ります。お諮りします。
議案第4号、番号1番から3番の3件については許可することでご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、議案のとおり許可することに決しました。
なお、落札者が同趣旨の農地法第5条の規定による許可申請書を提
出したときは、会長の裁決で許可することに決しました。
つづきまして、議事日程第14、議案第5号、農用地利用集積計画
の決定についてを議題とし議決を求めます。事務局の説明をお願いし
ます。

事務局 はい、議長。事務局長。

議 長 はい、事務局長。

事務局 ただいま、ご上程いただきました議案第5号、農用地利用集積計画
の決定についてをご説明いたします。議案書の19ページをお願いします。

農用地利用集積計画の決定について、農業委員会の議決をお願いす
るものでございます。

この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第1
項の規定により、農業委員会の決定を経て定めることとなります。

今回の計画決定に伴う対象農地については、子持、北橘地区におけ
る農用地利用集積計画であります。

なお、この計画概要の公告は、令和元年9月1日を予定しております。

計画概要につきましては、19ページの表の右の列に記載のとおり
利用権設定に係る利用権存続期間の合計は、所有者が4人、借受人が
4人、筆数が7筆、面積が8,882平方メートルです。

この個別の内訳は、20ページ記載の利用権設定総括表のとおりで
あります。

また、この計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条

第3項の各要件を満たしているものと考えております。
以上で議案第4号の説明を終わります。
ご審議のうえご議決賜りますよう、よろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め審議を打ち切ります。お諮りします。
議案第5号、農用地利用集積計画の決定については認めることでご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、議案のとおり承認することに決しました。
以上をもちまして、第5回月次総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

閉会 <午前10時30分>